

令和 8 年 度

教育行政執行方針

訓子府町教育委員会

Ⅰ はじめに

令和8年第1回定例町議会の開会にあたり、訓子府町教育行政の執行に関わる主要な施策について申し上げ、町民の皆さま並びに町議会の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

人口減少や少子高齢社会の進行、グローバル化や情報化が進展する社会の中で先を見通すことが困難な時代となっています。また、過疎化の進行や家族形態の変容、人々の価値観やライフスタイルの多様化等を背景とした地域社会のつながりや支え合いの希薄化等による地域社会の教育力の低下など、私たちを取り巻く現状は複雑化・困難化しています。

このような時代にあって、将来にわたって持続発展していくためには、子どもたちが自らの良さや可能性を認識するとともに、尊厳を守り、多様な人々と協働しながら、新たな価値を作り出し、未来を担う社会の創り手となる人材を育成する教育が重要になっているところです。

「教育は人づくり」の視点に立ち、誰もが安心して子どもを産み、育てることができる環境づくりや次代を担うすべての子どもたちが夢や目標に向かって進んでいけるよう、そして誰もが生涯にわたって心豊かに健康で暮らしていける教育環境づくりに努めてまいります。

II 教育行政執行方針の基本的な考え

社会情勢の変化の激しい先の見えない時代にあって、多様化・複雑化する教育課題の解決のため、「第6次訓子府町総合計画」や「第3期訓子府町教育大綱」に基づき、学校教育、社会教育、子育て支援・幼児教育との連携を図りながら、誰もが幸せに生きるための夢と生きがいをはぐくむ教育の推進に努めてまいります。

III 主要施策の推進

1 学校教育

はじめに、「学校教育」における取り組みについて申し上げます。

目まぐるしく変化する激しい時代にあって、誰一人取り残さない教育を実現するため、一人ひとりの状況を的確に把握したうえで、自ら学び、考え、課題を発見して解決する「生きる力」と、自らが持続可能な社会の創り手となるための資質や能力を身に付ける学びの環境づくりに努めてまいります。

また、学校と家庭、地域が連携を図りながら、多様な体験活動を通してふるさとの魅力や素晴らしさを知る、ふるさと教育「くんねっぷ学」を推進いたします。

さらに、本町の教育環境を活かした就学前から義務教育まで

の学びの連続性や訓子府高等学校と連携した「訓子府スタイルの幼小中高連携教育」の充実を図ってまいります。

(1)確かな学力の育成

「確かな学力」を身に付けるためには、基礎的・基本的な知識・技能の習得が必要であり、そのためには、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組むとともに、町単独の臨時講師を配置し、一人ひとりに応じたきめ細やかな指導体制を図ってまいります。

1人1台のタブレット端末を更新し、授業支援・学習支援のためのツールなどICT環境を活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な推進に努めるとともに、学校と家庭が連携した家庭学習と情報モラル教育の充実を図ってまいります。

教職員一人ひとりが高い指導力と専門性の向上を図り、授業改善に取り組んでいくための支援を行うとともに、教職員の働き方改革とあわせた職場環境づくりに努めてまいります。

外国語授業の対応やコミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成するため、認定こども園と各小中学校、訓子府高等学校へ語学指導助手を派遣します。

(2)豊かな心と健やかな体の育成

豊かな人間性を育むため、地域での交流や文化・芸術活動な

ど多様な体験活動とあわせ、道徳教育の指導充実を図り、生命を大切にし、他者を思いやる心を育み、規範意識の醸成に努めてまいります。

読書活動は、言葉を学び、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、生きる力を身に付けていくうえで欠くことのできない活動であることから、学校図書館システムの活用を図り、図書館司書の派遣を継続し、各学校の担当教職員や児童生徒との連携を深めながら読書活動を推進してまいります。

いじめ、不登校の問題については「いじめは絶対許されない」との共通認識のもと、「いじめ」「不登校」の手引きの活用やアンケート調査、教育相談の実施、日常的な指導とあわせて、家庭や関係機関と連携を図りながら、未然防止、早期発見、早期対応に取り組んでまいります。

子どもたちの健康保持のために、各種健康診断、フッ化物洗口などを実施し、疾病の早期発見や予防につなげるとともに、健康に関する正しい知識や生活習慣を身に付けるための健康教育を推進してまいります。

給食材料費は、6年間据え置いたことから一律30円の値上げを行いますが、国の支援策を活用し小学校については完全無償化を実施いたします。また、老朽化している給食センターの冷蔵庫とガス炊飯器を更新いたします。

(3)地域と連携した教育力の向上

地域全体が学校の応援団となり、子どもたちの豊かな成長を支えていくコミュニティ・スクールについては「訓子府スタイル」である認定こども園から小中学校、訓子府高等学校までが一体となった特色ある教育活動を通して、地域資源を活用しながら地域を支える人材育成を推進してまいります。

部活動の地域展開につきましては、本町の課題や児童生徒、保護者、地域の実情・意向なども踏まえ、関係団体の協力や近隣自治体とも連携・共有しながら、持続可能な部活動のあり方を検討し、改革に取り組んでまいります。

地元農産物など地場製品の活用を通し、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、地域の産業や食文化を学ぶなど食の大切さを知る食育事業を推進してまいります。

(4)学びのための教育環境の充実

居武士小学校につきましては、後援会役員や保護者等との協議を重ね、地域の皆さまのご理解をいただいた結果、令和11年3月31日で閉校し、4月に訓子府小学校へ統合することで進めてまいります。今後は、教育活動のすり合わせや児童の環境変化への対応など、保護者等の意見を聴きながら、学校間で調整・協議を進めてまいります。

少子化による児童生徒の減少、学校施設の老朽化、質の高い学びの保障と持続可能な学校教育の実現などの課題に対し、今

後の本町の義務教育9年間を見据え、児童生徒にとって良好な教育環境とするため、小中一貫教育の推進と施設整備について調査・研究、協議を進めてまいります。

子どもたちが快適で安心して学べる良好な学習環境のため、学校施設や設備の適正な点検や維持管理に努めます。

訓子府小学校では黒板張替、図工室床面張替、2階男子トイレ小便器センサーの修繕、居武士小学校は体育館外壁街路灯修繕、訓子府中学校は受電設備、舞台中割幕開閉レール、消火ポンプ流量試験用配管、温水ボイラー配管、防火戸修繕のほか、各学校の外部管理で使用している軽トラックの更新等を実施してまいります。

子どもたちが犯罪や事故、自然災害など危険発生時に適切な対応ができるよう安全・防災教育の推進と学校・家庭・地域・関係機関が連携し、子どもたちの安全を確保するための支援体制の充実に努めます。

特別な支援を必要とする子どもたちに対して、学習面や学校生活を支えていくため、町単独の特別教育支援員の配置を継続するとともに、専門機関による「発達支援事業」を通じ、保護者とも連携しながら一人ひとりに応じた指導・支援体制の充実に努めてまいります。

子どもたちの将来が経済的環境に左右されることなく、就学の機会均等を確保するため、就学援助事業や奨学資金貸付事業を継続し、学びの保障を行ってまいります。

(5)訓子府高等学校の振興と存続

本町唯一の訓子府高等学校の存続と振興を目的として、訓子府高等学校の魅力ある学校づくりへの取り組みのほか、通学困難区域の生徒を対象とした「通学バスの運行」「給食の提供・通学費助成・進路支援」など、町からの手厚い支援の効果から、ここ数年は30人を超える生徒が入学されています。

訓子府高等学校は、地域の教育力の向上や人材育成、地域課題の解決など本町のまちづくりにとって重要な教育機関であり、北海道教育委員会や訓子府高等学校と協調し、PTAや関係機関・団体とも協力しながら、全町一体となって魅力ある高校づくりと入学者確保に努めてまいります。

2 子育て支援・認定こども園

2点目に、「子育て支援・認定こども園」における取り組みについて申し上げます。

子育て環境の様々な変化に対応しながら、誰もが安心して子どもを産み、育てることができるため、家庭や地域と連携を図りながら「第3期訓子府町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どもたちが心豊かに育ち、保護者が喜びや生きがいを感じながら子育てできる環境づくりに努めてまいります。

認定こども園については、集団生活を通じて生活習慣や自主性、社会性を身に付けるなど、一人ひとりの発達に応じた質の

高い教育・保育の提供に努めるとともに、義務教育へ円滑に接続できるよう、各小学校との連携強化を図ってまいります。

(1)子どもを育てる環境整備

子育て世帯の負担軽減のため、国の制度による3歳以上の「幼児教育・保育の無償化」のほか、本町独自の保育料・給食材料費の完全無償化を継続してまいります。

子育て家庭への包括的な支援を行うため、関係機関との連携を図り、妊娠から出産、子育て期にわたり切れ目のない支援に取り組むとともに、「子育てアプリ」やSNSなどを活用し、情報の発信に努めてまいります。

乳児家庭訪問や成長に応じた子育て支援の教室、健康相談等の各種事業を実施し、安心して子育てできる環境づくりに努めてまいります。

乳幼児をもつ保護者の育児負担軽減とリフレッシュのための「託児無料事業」は利用時間を拡大してまいります。

乳幼児期の発達の遅れの早期発見と早期療育のため、子育て支援センターや認定こども園など関係機関と連携し、発達支援事業や年中児健康相談を実施し、一人ひとりの発達や特性に応じたきめ細やかな支援や相談の体制充実に努めてまいります。

子どもの健康を守るため、各種健康診査や法定予防接種のほか、インフルエンザ、おたふくかぜなどの任意予防接種や乳歯のフッ素塗布の助成を継続してまいります。

(2)子育て支援センター機能の充実

子育て支援センターは、子育て交流や子育て学習会などを通じて子どもたちがのびのびと遊び、保護者同士が交流できる「子育て支援の拠点」としての役割を引き続き果たしてまいります。

育児負担の軽減や各種行事での託児において、子育てボランティアの「メロンキッズ」と連携し、一時預かり事業のさらなる充実を図ってまいります。

保護者の就労要件を問わず3歳未満の乳幼児に遊びや生活の場を提供するため、本年度より国の給付制度である「こども誰でも通園制度」を子育て支援センターで実施してまいります。

利用者の熱中症対策としてプレールームにエアコンを設置してまいります。

(3)児童センター機能の充実

児童センターは、放課後や週末、学校休業日に安心して過ごせる場として、自由に活動や学習、遊びができる環境を整備し、子どもの健全育成に努めてまいります。

保護者の就労形態の多様化により利用児童や特別な支援を必要とする児童が増えていることから、これらに対応した支援体制の充実を図るとともに、自由に活動や学習、遊びができる環境を提供してまいります。

(4)認定こども園機能の充実

認定こども園では、幼保連携型の特性を生かし、0歳児から5歳児までの一貫した教育・保育の展開や人と自然との触れ合い、異年齢の交流などにより、年齢に応じた発達を促す質の高い教育・保育を推進してまいります。

保護者の就労形態の多様化などにより未満児の入園率が高まっていることから、必要な保育教諭を確保し安定した保育体制を維持するとともに、保育教諭などの研修機会の充実を図り、教育・保育の質の向上に努めてまいります。

発達に特性がみられる子どもを支援するために、支援員や保育補助員の配置を継続するとともに、関係機関と連携した発達支援事業を行い、きめ細やかな支援に努めてまいります。

食の体験活動や自園給食による地産地消を進め、正しい食習慣を身に付ける食育活動に取り組むとともに、食物アレルギー対策など安全・安心な給食の提供を行ってまいります。

園児にのびのびと遊んでもらうため、園庭遊具の「ヒコーキジム」を更新してまいります。

昨年度、開園10年目を迎えたことから、こども園の歩みを振り返り、記録を残すために記念誌を発刊いたします。

3 社会教育

3点目に、「社会教育」における取り組みについて申し上げます

す。

人口減少や社会情勢の急激な変化は、地域の教育力や地域コミュニティの維持に大きな影響を与えています。

このような時代の変化に対応するために、第3期訓子府町社会教育中期計画に基づき、様々な世代が学習・文化・スポーツ・地域などの活動を通じて、人・団体・地域がつながり、絆を深めることで、町民が地域で楽しく活動し、学び続け、学んだことを活かして活躍できる社会教育を推進してまいります。

(1)幼少年教育の充実

幼少年期については、さまざまな体験活動を通してたくましい人材を育む「放課後子ども教室」や「通学合宿」を地域の方や団体などにも協力していただきながら実施し、居武士小学校区のみつばちクラブへの支援を行ってまいります。

また、部活動の地域展開に関連して子どもたちから希望が多く地域で指導等が可能なものについては、地域クラブ活動へ繋がるためのプレ講座を実施するなど、子どもたちのやりたいことを地域全体で支えてまいります。

(2)青年教育の充実

青年期については、地域に根ざした学習・文化活動を行っている青年団体への支援を継続してまいります。また、「産業後継者研修事業」などを通じて、地域のリーダーとなる人材の育成に努めてまいります。

(3)成人教育の充実

成人期については、多様化・高度化する学習ニーズや地域課題に対応した「公民館講座」や「くんねっぷの未来づくり大会」を開催してまいります。また、「くんねっぷ巡回講座」や「わくわく地域づくり活動支援事業」を各関係機関と連携しながら継続実施し、団体やグループによる主体的な学習や文化・スポーツ活動のための支援に努めてまいります。

(4)高齢者の学習支援

高齢期については、「若がえり学級」で世代間交流や気軽に参加できる学習プログラムを取り入れ、健康で生きがいを持てるような学習活動を支援してまいります。また、「シニア健康教室」など、スポーツセンターや福祉保健課と連携して、高齢者の健康維持のための学習機会の充実を図ってまいります。

(5)文化・芸術活動の推進

文化・芸術活動については、「文化芸術活動方針」に基づき、多くの町民が文化・芸術に触れられる機会の提供と主体的な活動の支援に努めてまいります。

「アートなまちプロジェクト」は、武蔵野美術大学と連携を図り、誰でも気軽に参加できるワークショップやパブリックアートを楽しむ事業とメンテナンスなどを開催してまいります。

文化・芸術に親しみ、学習成果を発表する機会として「音楽

の広場」や町文化連盟と共催で「秋の文化祭」などを開催してまいります。

歴史館を拠点として郷土の歴史を学ぶ企画展や講座を実施するなど、開基130年を迎え町民共有の財産である郷土資料と文化財の保存・活用を図ってまいります。

(6)図書館

図書館については、「読書活動推進計画」に基づき、生涯にわたって読書を楽しむ環境整備に努めるとともに、高度情報化社会などに対応した、誰もが快適に学び「本のある生活を支える図書館」の新たな整備に向けた検討を進めてまいります。

「健やか絵本贈呈」「親子で絵本とあそぼう！（絵本ライブ）」など、親子で絵本を楽しむ機会を提供するとともに、図書宅配サービス、移動図書、「おとな講座」を開催し、幅広い世代が読書に親しめる環境づくりを推進してまいります。また、各小中学校への司書派遣を継続実施し、児童生徒の読書活動の充実を図ってまいります。

(7)スポーツ健康活動の推進

スポーツセンターにインストラクターを継続配置し、地域おこし協力隊員とともに、運動や健康づくりに対してのきめ細やかなサポートを行ってまいります。また、指導者の確保が可能となった水泳関連事業など各種スポーツ教室の充実を図ってま

いります。さらに、高校生の視点で町のスポーツ振興を考える訓子府高校連携事業を実施するなど、各学校・こども園との連携を継続してまいります。

開基130年記念事業として「町民モルック大会」などの各種大会・イベントを開催し、異世代交流の機会提供と町民の健康増進やスポーツ活動の推進に努めてまいります。

(8)社会教育関係団体への支援

社会教育関係団体による活動の活性化を促すため、活動費や大会派遣費の助成を継続するとともに、各種大会開催にかかる経費の補助、指導者の養成と研修機会の確保、団体・サークル間の交流等の支援を継続するとともに、積極的な情報発信を行い、学習・文化・スポーツ活動による地域コミュニティの強化を図ってまいります。

(9)社会教育施設の運営・整備

公民館については、老朽化と経年劣化による雨漏りの原因となっていた公民館西側のトップライト部を改修いたします。また、多様な学習ニーズに対応するため、利用者懇談会などでの意見や要望を取り入れるとともに、多目的ホールワイヤレスマイク受信機を更新するなど、安全・快適で利用しやすい環境整備と施設運営に努めてまいります。

スポーツセンターについては、トレーニング機器を更新する

など、どの世代も、いつでも気軽に楽しく利用できる施設運営に努めてまいります。

スポーツセンターと温水プールにDX券売機を導入し、利用者の利便性を図ってまいります。

野球場の芝生については、昨年度補修を行いました。虫の害を防ぐために薬剤の散布を行ってまいります。また、パークゴルフ場の簡易トイレを年次的に更新するなど、快適な環境整備に努めてまいります。

以上、令和8年度の教育行政に関わる主要施策について申し上げます。

町民の皆さま並びに町議会議員の皆さまのご理解とご協力を心からお願い申し上げます、教育行政の執行方針といたします。